平成２３年（フ）第１８６７号
神奈川県横浜市旭区善部町46―25―201
債務者　市川　征志
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８７０号
東京都足立区足立３丁目14―７　第六山口マンション301
債務者　上野　正紀
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８７２号
東京都江戸川区西葛西３丁目22―25―1003
債務者　松原　千花
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８７７号
神奈川県藤沢市鵠沼橘２丁目13―16―103
債務者　本多　桂子
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８７８号
東京都町田市図師町725―１―305
債務者　飯塚　圭子
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８８６号
東京都中野区上高田３丁目25―５―205
債務者　秋元　雅美（旧姓新井）
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８８７号
東京都豊島区池袋本町４丁目38―１―405
債務者　伊藤喜美子
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８９０号
東京都北区西ケ原３丁目８―12
債務者　田邉　仁
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８９１号
東京都北区西ケ原３丁目８―12
債務者　田邉　京子
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８９３号
東京都品川区東品川２丁目６―13―103
債務者　小笠原好美
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８９７号
千葉県習志野市本大久保２丁目４―５―203
債務者　太田　ゆり
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１９００号
神奈川県川崎市宮前区菅生５丁目11―11　ヒルサイドタウンＢ―102
債務者　泊　麻理子（旧姓後藤）
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１９０３号
東京都足立区千住桜木２丁目17―１―307
債務者　加藤　文江
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１９０４号
東京都江戸川区中葛西１丁目19―４―103
債務者　藤山　隆正
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１９０５号
東京都板橋区坂下２丁目１―１―514　けやき台ハイツ１号棟
債務者　元良　光宏
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１９１３号
東京都世田谷区尾山台１丁目15―14　富士マンションＡ―201
債務者　青木　裕佑
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部